

旭川医科大学科学研究費補助金等経理事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年6月12日学長裁定)

旭川医科大学科学研究費補助金等経理事務取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学科学研究費補助金等経理事務取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>(略)</p> <p>(経理の委任)</p> <p>第2 学長は、補助金の交付を受けたときは、事務局長にその経理を委任するものとする。</p> <p>2 研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、補助金の交付を受けたときは、事務局長にその経理を委任するものとする。</p> <p>3 研究代表者等は、前項で交付を受けた補助金の間接経費を学長に譲渡しなければならない。ただし、当該研究代表者等が他の研究機関に所属することとなる場合には、学長は当該補助金直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究代表者等に返還するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(研究<u>協力</u>者の雇用)</p> <p>第5 研究代表者等は、当該研究遂行のために研究<u>協力</u>者を必要とするときは、当該補助金により雇用することができる。</p> <p>2 研究代表者等は、研究<u>協力</u>者の雇用に係る経費の納付に必要な補助金が不足することのないよう、その執行状況の把握に努めなければならない。</p> | <p>(略)</p> <p>(経理の委任)</p> <p>第2 学長は、補助金の交付を受けたときは、事務局長にその経理を委任するものとする。</p> <p>2 研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、補助金の交付を受けたときは、<u>別記様式の科学研究費補助金経理委任状</u>を事務局長に<u>提出して</u>その経理を委任するものとする。</p> <p>3 研究代表者等は、前項で交付を受けた補助金の間接経費を学長に譲渡しなければならない。ただし、当該研究代表者等が他の研究機関に所属することとなる場合には、学長は当該補助金直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究代表者等に返還するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(研究<u>支援</u>者の雇用)</p> <p>第5 研究代表者等は、当該研究遂行のために研究<u>支援</u>者を必要とするときは、当該補助金により雇用することができる。</p> <p>2 研究代表者等は、研究<u>支援</u>者の雇用に係る経費の納付に必要な補助金が不足することのないよう、その執行状況の把握に努めなければならない。</p> |

(略)

附 則

この要項は、令和6年6月12日から実施する。

(削除)

【改正理由】

事務手続きの効率化及び利便性向上のため所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

(略)

別記様式（第2関係）

(新)

(削除)

(旧)

別記様式(第2関係)

年 月 日

科学研究費補助金経理委任状

旭川医科大学事務局長 殿

研究代表者(研究分担者)

所属

職名・氏名

印

下記の科学研究費補助金の経理を委任します。

記

| | |
|------------------------|---|
| 研 究 種 目 | |
| 研 究 課 題 番 号 | |
| 研 究 課 題 | |
| 研 究 代 表 者 所 属 機 関 名 | |
| 研 究 代 表 者 名 | |
| 補 助 金 額 | 円 |